

「(仮称) 市内中小企業×デザイン支援事業」 企画・運營業務委託仕様書

1. プロジェクトの目的

神戸市内の中小企業の経営をデザインの視点から支援することにより、市内中小企業の生産性の向上や競争力の強化、事業の多角化等を推進することを目指す。

また、これにより、市内における雇用の創出、人材の業種間・職種間転換の促進に資することを狙いとする。

2. プロジェクトの概要

神戸市内の製造業等の中小企業に対し、都市型創造産業に従事する人材による指導・支援を行い、企業が有する課題の解決に取り組むことで、参加企業の生産性の向上や競争力の強化、事業の多角化等を推進し、市内における雇用の創出、人材の業種間・職種間転換の促進を図ることを目的とした事業。

(1) 対象企業

神戸市内に主たる事業所（本社、工場又は研究開発拠点）を有する中小企業・小規模企業者

※中小企業基本法第2条に規定する中小企業・小規模企業者

(2) 参加企業

12社以上を想定

※参加にあたっての条件として、本プログラム実施中に1名以上の「新規雇用者（正社員）の創出」もしくは「非正規雇用労働者から正社員への転換」を目指すこととする。

(3) 実施内容

委託期間内に本プログラムの目標が達成されるよう以下の項目を盛り込んだ提案をすること。

- ・カリキュラムなど支援・指導プログラムの策定
- ・参加企業の募集
- ・事業の実施と進行管理
- ・事業のプロモーション（随時）
- ・報告会の開催

(4) 役割

各役割は以下のとおりとする。

①本プロジェクト受託事業者

上記提案内容を実施すること。実施にあたっては、効果的な支援・指導を行うことができる適切な都市型創造産業に従事する人材をメンターとして複数名、関係者への指示やマネジメントを含めた全体の進行管理を行うことができる人材をディレクターとして1名以上を配置すること。

また、本プログラムの中で参加企業の課題解決に取り組むのはもちろんのこと、本プログラム終了後にも、持続的・発展的な企業の取り組みが実行されたり、新たなビジネス関係が生まれるなどして、生産性の向上や競争力の強化、事業の多角化等の効果をもたらすことを目標として、参加企業の支援を実施すること。

②メンター

本プロジェクト受託事業者とともに参加企業に対し、有する知見を活用した支援・指導を行う。その際、参加企業の理解と信頼関係の構築はもちろんのこと、ディレクター

との密な連携や報告・相談を欠かさないこと。

③ディレクター

全体の進行管理を行いながら、参加企業やメンターなどの関係者に適宜必要な指示やマネジメントを行う。

※ディレクターは本プロジェクト受託事業者から確保することを妨げない。

※複数名とする場合は、責任者を1名置き、本業務を一体的に遂行し得る体制をとることとする。

3. 委託期間

委託事業者決定後 ～ 令和5年3月31日

4. 委託業務内容

(1) 本プロジェクトのプログラム策定を策定すること。

下記の内容を踏まえ、提案すること。

- ① 参加企業が、企業の取り組みにデザイン思考を取り入れることができるような内容とすること。
- ② 参加企業が、本プログラムを通じて何らかの提案（成果物）が得られるとともに、本プログラム実施中に1名以上の「新規雇用者（正社員）の創出」もしくは「非正規雇用労働者から正社員への転換」を実現することができるような内容とすること。
※企業への成果物作成の際、メンターにかかる実費は事業費に含む。
- ③ メンターが、参加企業の技術力や現状を知る機会を取り入れる内容とすること。
- ④ メンターが、参加企業の課題に対してデザインの視点を取り入れた提案ができる内容とすること。
- ⑤ 神戸市と連絡調整を行う窓口となる連絡担当責任者（ディレクターと兼務でも可）を配置し、常に連絡が取れる体制をとること。

(2) メンター及びディレクターの配置

(3) 参加企業の募集

参加企業を募集するために各種媒体等（チラシ・WEBサイト・マスメディア・機関紙等）を活用しながら参加企業に向けた広報を行うこと。※媒体費用は委託費用に含む

(4) 本プロジェクトの運営

策定したプログラムに沿って事業を運営すること（会場の確保・設営準備や関係者連絡調整等も含む）。また、参加企業の取り組み等を紹介する報告記事等を随時作成・発信すること。

(5) 報告書の提出

本プログラムに参加した各社の成果内容をテキスト、写真等を使ってわかりやすくまとめた成果報告書を作成し、提出すること。

※報告書の媒体については神戸市と調整のうえ決定することとする。

(6) プログラムの効果・検証の実施

参加者に対しアンケート等を実施し、プログラムの効果を検証するとともに次年度以降に、より効果的な事業を実施できるような提案を（5）の成果報告書に盛り込むこと。

(7) 本プロジェクトの成果発信

マスコミ（経済系）・金融（銀行等）・参加企業の取引先・関係者に向けた成果発表会の実施や、媒体等を通じた参加企業の技術力・商材のPRなど、本プロジェクトの成果を効果的に発信する方法を提案すること。

(8) 上記事務に付随する一切の業務

5. 留意事項

- ・事業の実施にあたっては対面での実施を原則とするが、新型コロナウイルス感染症の状況によっては本市との協議のうえ、非対面での実施も可とする。